

令和6年2月14日

公費解体・自費解体制度説明資料

中能登町役場生活環境課

公費解体制度

令和6年1月地震災害により損壊した町内の被災家屋等について、生活環境保全上の支障の除去及び二次災害の防止を図るため、当該物件所有者の申請に基づき、町が所有者に代わって、災害廃棄物として解体及び撤去する制度です。



自費解体制度

令和6年1月地震災害により損壊した町内の被災家屋等について、既に解体・撤去を実施済みの方、これから解体工事を発注する方を対象に、解体・撤去に要した費用を償還する制度です。

<注意>

自費解体の申請期限は令和6年8月31日（日）まで

公費解体 と 自費解体

	メリット	デメリット
公費解体	一時的にも費用負担が発生しない	解体作業までに時間を要する
自費解体	早く解体作業を実施できる	<ul style="list-style-type: none">・一時的な費用負担が発生する・全額償還されない可能性がある

※自費解体は令和6年6月30日（日）までに、解体業者と契約を締結したもののみが対象です。

対象となる解体・撤去物①

○ 被災した家屋

被災証明書または被災証明書で「**全壊**」「**大規模半壊**」「**中規模半壊**」「**半壊**」と判定された家屋とその基礎

※基礎部分の解体について、戸建て住宅は3階建て以下、戸建て住宅以外は2階建てかつ高さ10m以下の建物が対象となります。

家屋に付属する浄化槽・便槽など

※住宅と一体的に解体する場合のみ対象

※敷地等の状況により解体・撤去できない場合もあります

対象となる解体・撤去物②

○ 被災した事業所

□り災証明書で「**全壊**」「**大規模半壊**」「**中規模半壊**」「**半壊**」と判定された**中小企業または公益法人等の集会所等**とその**基礎**

・アパート・貸家・事務所・工場・倉庫・店舗・集会所 など

※基礎部分の解体について、戸建て住宅以外は2階建てかつ高さ10m以下の建物が対象となります。

□事務所等に付属する浄化槽・便槽
(事務所等と一体的に解体する場合のみ対象)

※敷地等の状況により解体・撤去できない場合もあります

対象となる解体・撤去物③

○ その他

- 被災家屋と離れた位置にあるものは、被災証明書で「**全壊**」「**大規模半壊**」「**中規模半壊**」「**半壊**」の判定がされた倉庫等は解体の対象となります

□カーポートとその基礎部分

※住宅と一体的に解体する場合のみ対象

※敷設物を一緒に解体することも可能だが、範囲は最小限とする

※対象となる中小企業、公益法人等の範囲について※

○**中小企業者**とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者（同条に規定する中小企業並みの公益法人等を含む。）で、下表のいずれかに該当する企業者です。

業種	中小企業者		小規模企業者
	資本金	従業員数	従業員数
製造業等	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

○**公益法人等**とは、以下のような法人等をいいます。

学校法人 宗教法人 医療法人 福祉法人 など

※大企業の解体案件が無いと想定されるため、条件の記載は割愛

対象とならない解体・撤去物①

被災家屋等の建物全体を解体するものが対象です。

リフォームに伴う解体や、屋根・外壁など建物の

一部を解体する場合は対象外です

対象とならない解体・撤去物②

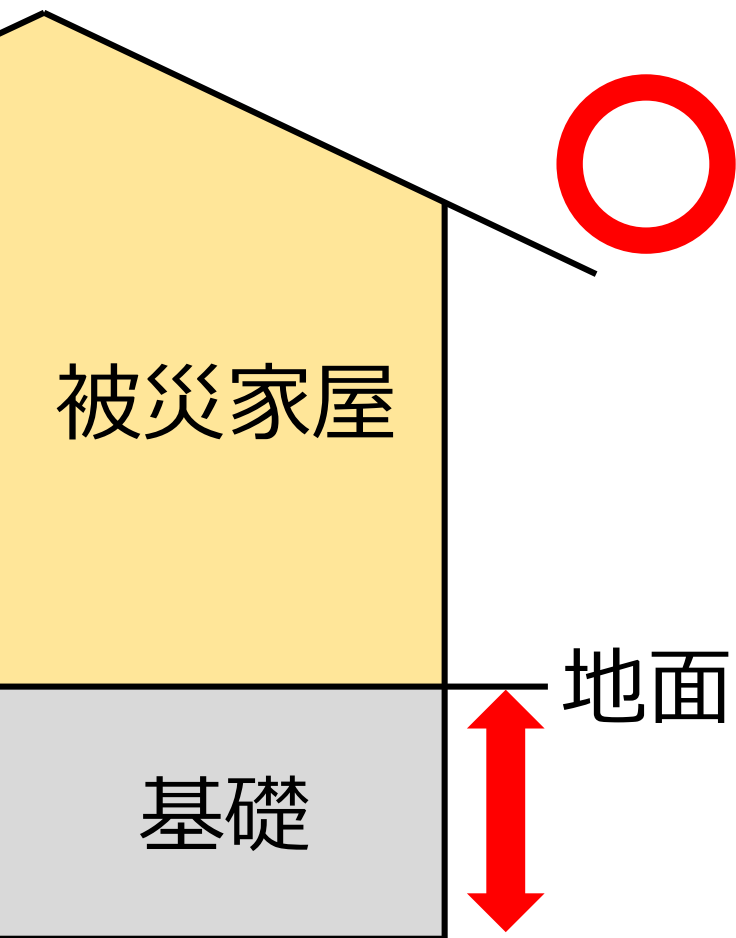
【その他】

- 4階建て以上の戸建て住宅の基礎
- 戸建て住宅以外のアパート・事業所・店舗等の基礎
(3階建て以上または高さ10m以上)
- 単独で解体する合併浄化槽・単独浄化槽・便槽、カーポート
- 地下室・地下貯蔵庫などの地下埋設物
- アスファルト舗装・砂利などの敷設物
- ブロック塀・よう壁（土留め壁）・庭木・庭石 など

※被害状況や解体工事への支障を確認したうえで解体の対象となる場合があります。

※解体後に客土（外から土を持込）による整地はできません。

被災家屋等の解体の対象範囲①

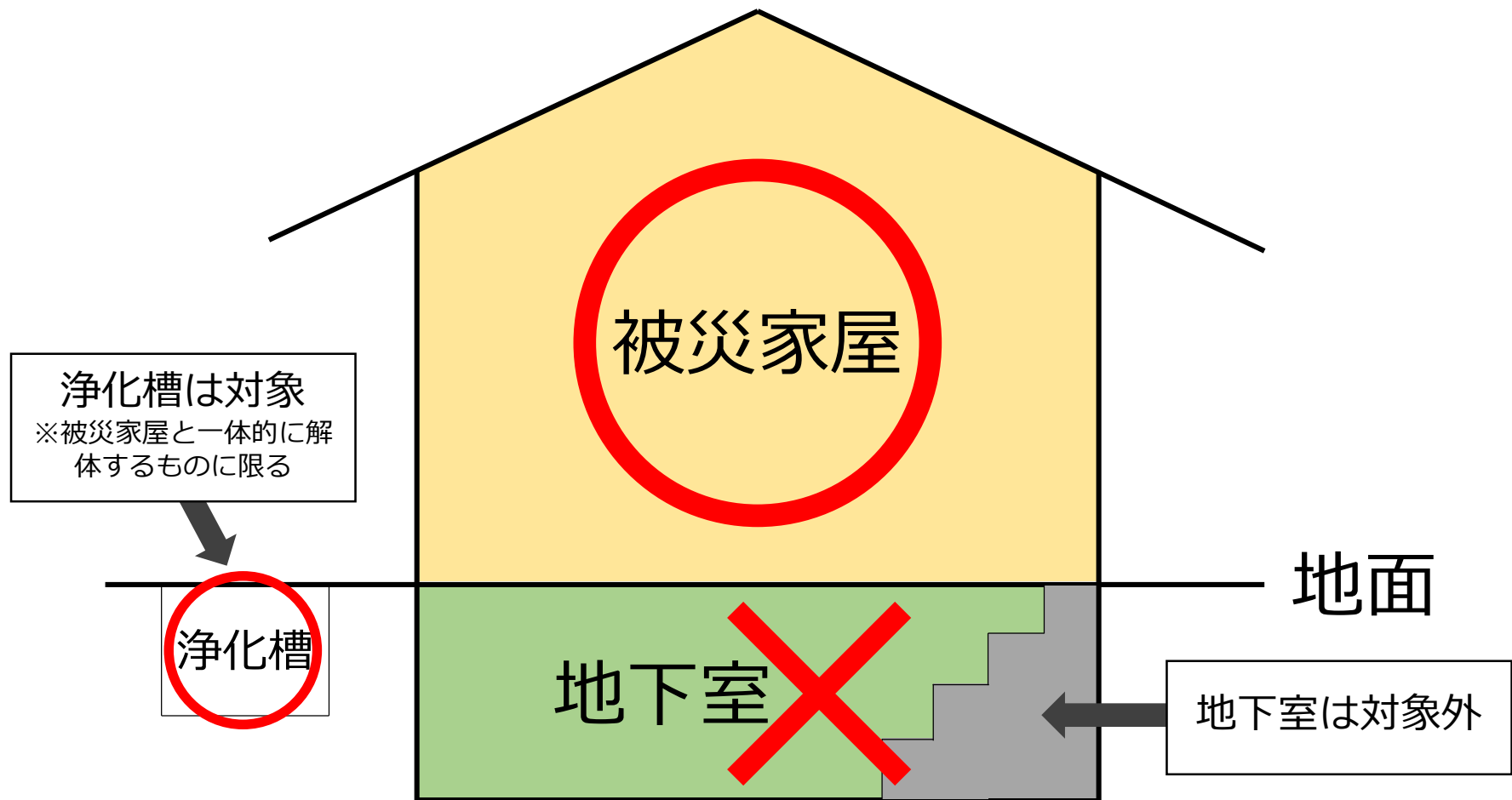


以下の被災家屋等の基礎は、解体・撤去の対象となります。

- ・戸建て住宅は、3階建て以下の建物
- ・戸建て住宅以外の建築物は、2階建てかつ高さ10m以下の建築物

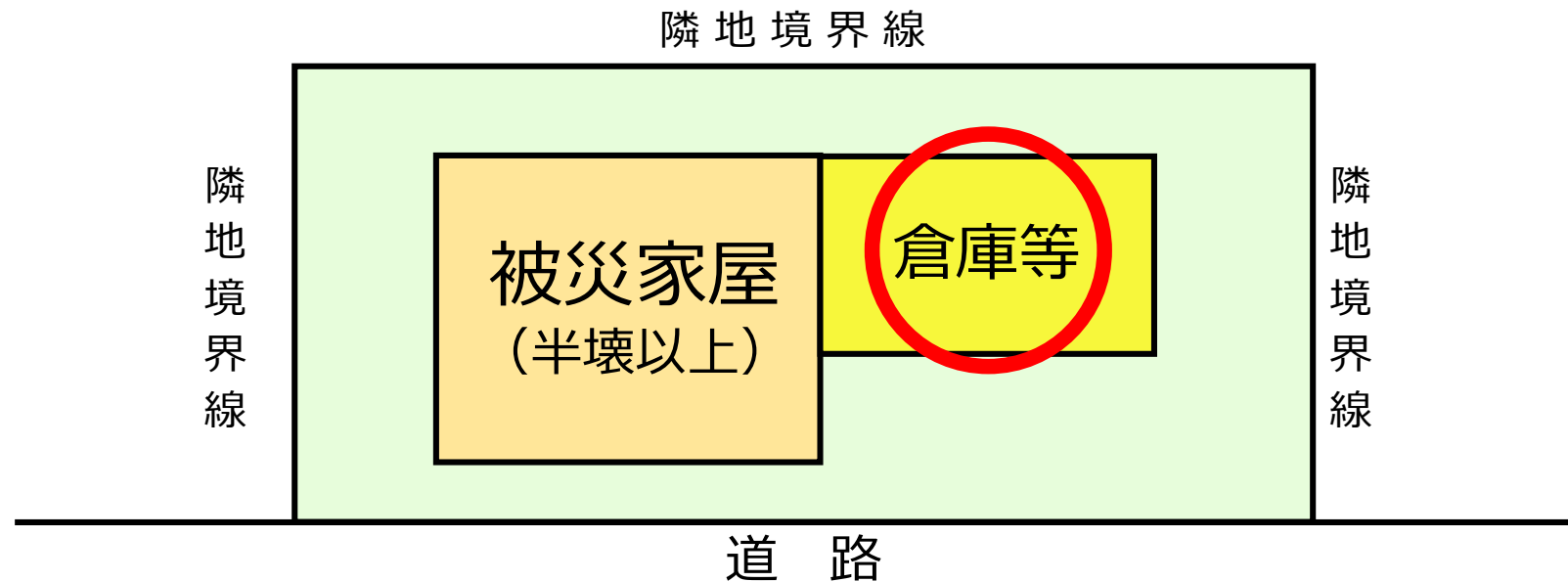
被災家屋等の解体の対象範囲②

【地下埋設物の解体の対象範囲について】



被災家屋以外の対象建築物 参考図①

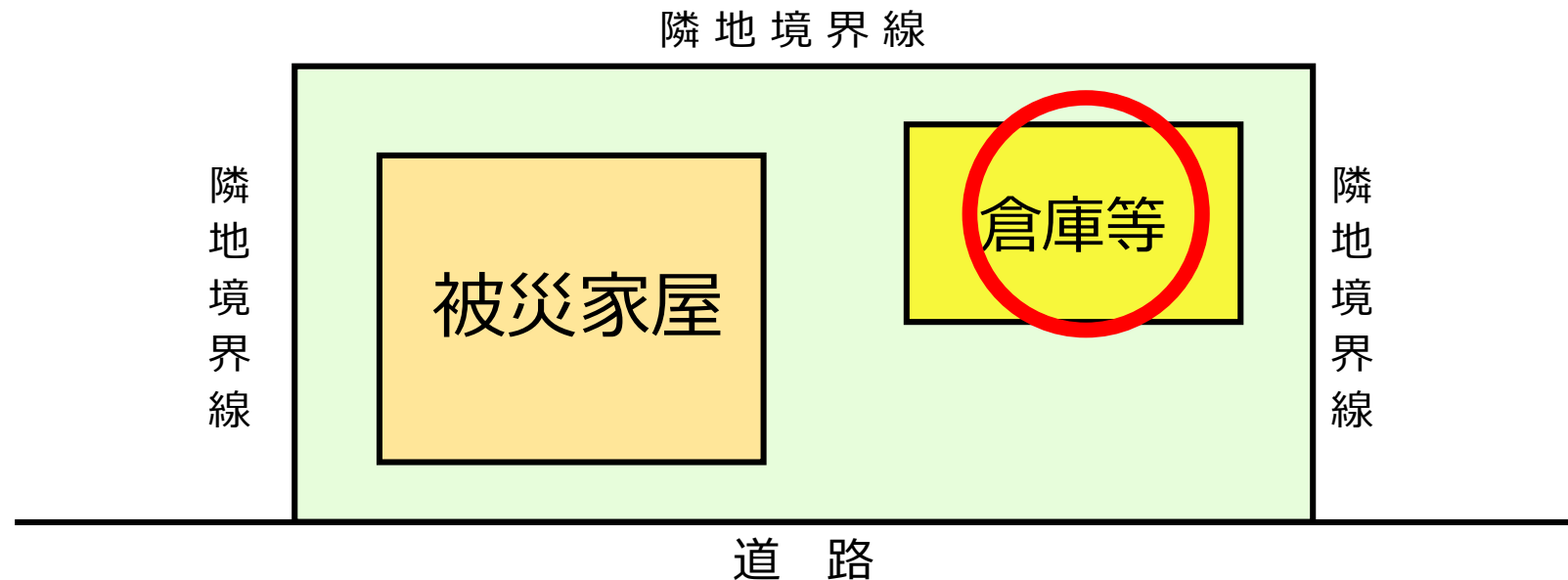
【被災家屋に倉庫等が隣接している場合】



- 判定を受けていない倉庫等の建物について、被災家屋と隣接（屋根が接続等）しているものは、**被災家屋と一体的に解体します。**

被災家屋以外の対象建築物 参考図②

【被災家屋と倉庫等が離れている場合】

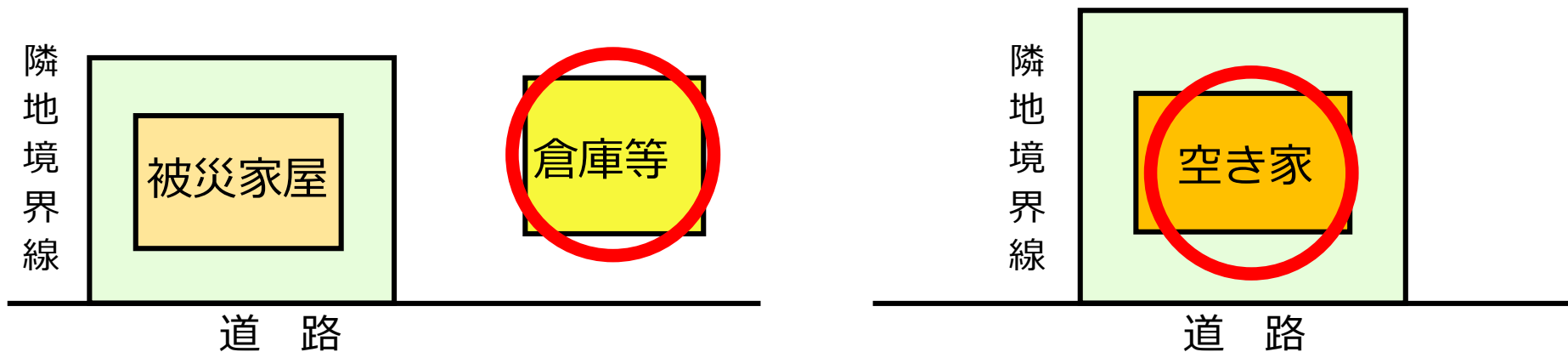


- 被災家屋と離れた位置にあるものは、被災証明書で「**全壊**」「**大規模半壊**」「**中規模半壊**」「**半壊**」の判定がされた倉庫等は解体の対象となります

被災家屋以外の対象建築物 参考図③

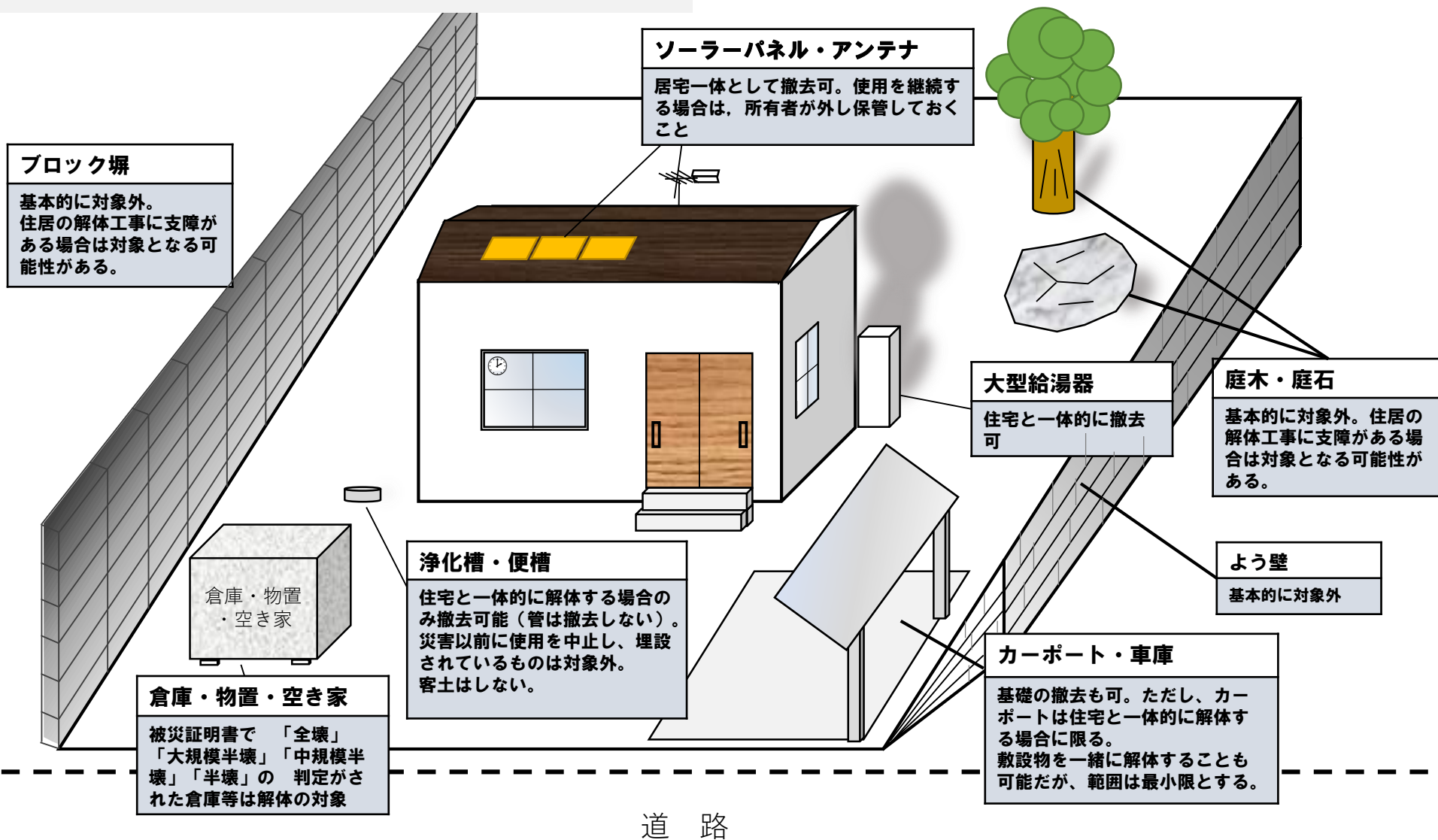
【被災家屋の敷地外にある
倉庫等の場合】

【空き家の場合】



- 被災家屋と離れた位置にあるものは、被災証明書で「**全壊**」「**大規模半壊**」「**中規模半壊**」「**半壊**」の判定がされた倉庫等は解体の対象となります。

対象範囲のイメージ図



公費解体の対象となる方

**発災日（令和6年1月1日）時点において、
被災家屋等を所有している方**

※発災日以降に相続等により所有権が移転した場合は、所有権移転後の所有者も申請可能です。

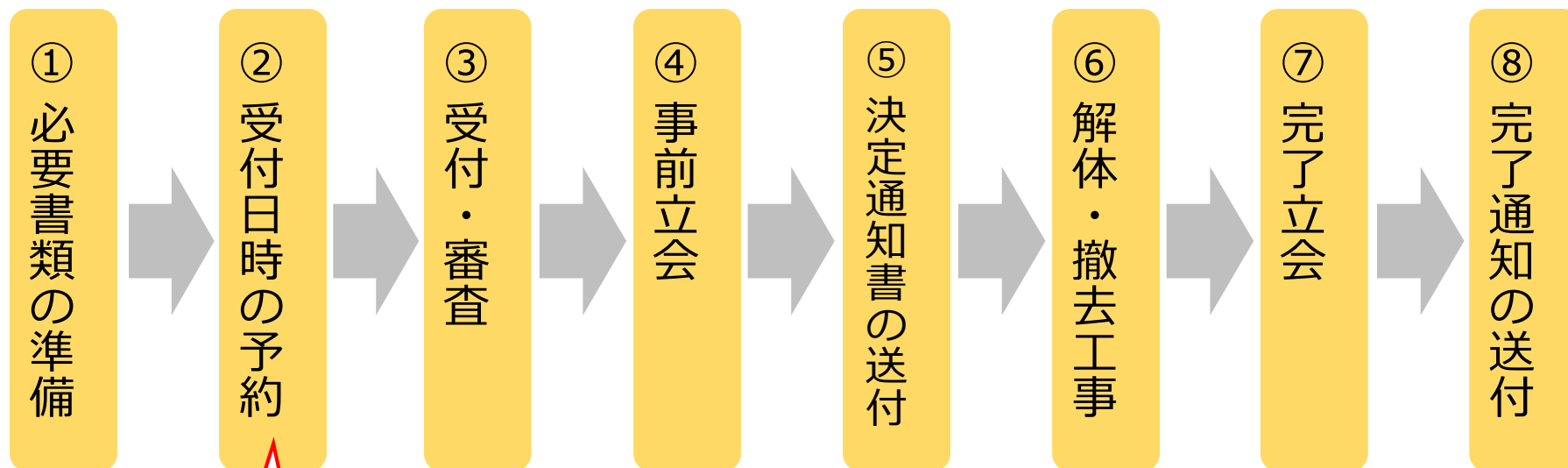
※地区公民館など地域住民の所有物についても対象となります。

自費解体の対象となる方

**令和6年6月30日（日）までに、
被災家屋等の解体工事の契約を締結した方**

※発災日以降に相続等により所有権が移転した場合は、所有権移転後の所有者も申請可能です。

公費解体 受付～解体・撤去までの流れ



**必要書類の準備が整いましたら、
中能登町役場生活環境課（0767-72-3927）に
来庁またはお電話いただき、受付日時の予約をお願いします。
来庁と電話による予約は平日9～17時のみ。
インターネットによる予約も可。
<https://logoform.jp/form/my8t/501889>**

申請書類の配布場所

【中能登町役場】
中能登町役場生活環境課

【中能登町役場ホームページ】

受付～解体・撤去までの流れ①-1 【公費解体】

①必要書類の準備

□公費解体の申請に係る必要書類をご準備ください。

※必要書類については、別添「必要書類一覧」をご確認ください。
さい。

□様式3の写真の撮り方は次頁のとおり

受付～解体・撤去までの流れ①-2 【公費解体】

写真について

現時点での解体を希望される家屋、倉庫等の写真を必ず撮っておいてください。ピンボケなど写りが悪い場合もあるため、

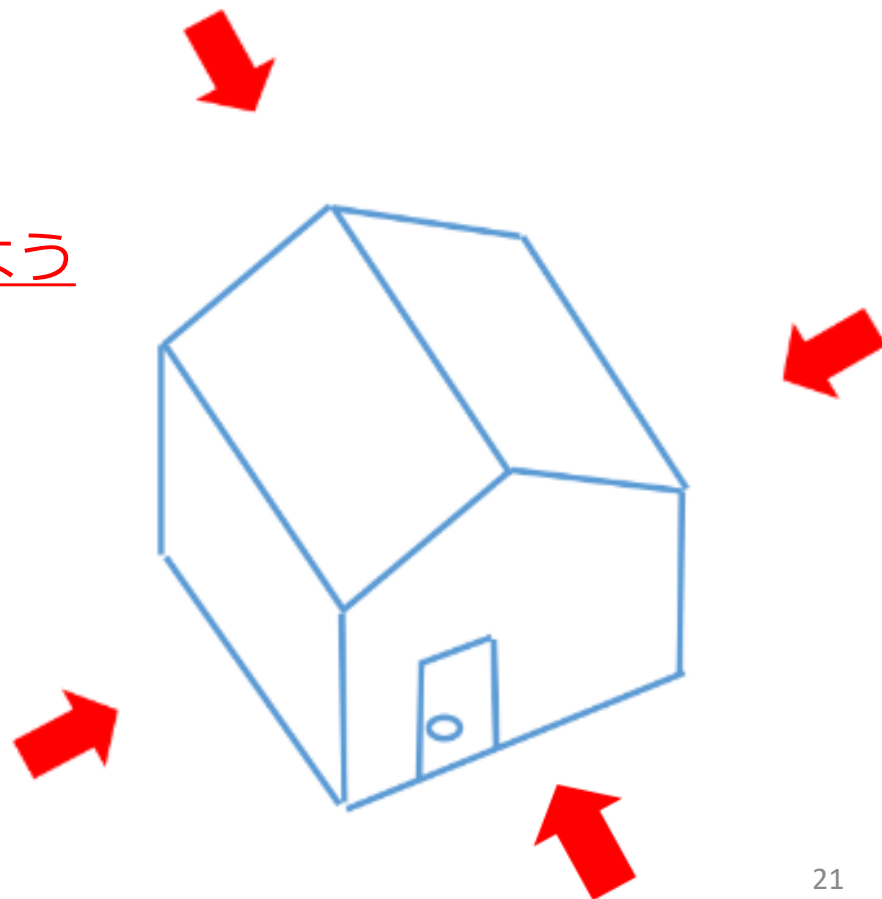
なるべく多くの撮影をしていただき、

申請に必要な様式3の写真については、

4方向から家屋、倉庫等の全体が写るよう

をお願いします。

※写真の撮り方は【**自費償還**】も同じ



受付～解体・撤去までの流れ②

【公費解体】

②受付日時予約

- 必要書類の準備が整いましたら、中能登町役場生活環境課に来庁いただくか、お電話いただき、**受付日時の予約をお願いします。**

来庁と電話による予約は平日の9時～17時のみ

- 中能登町役場生活環境課（0767-72-3927）

〈インターネットによる予約や空き時間照会も可〉

③受付・審査

- **令和6年3月16日（土）** から受付を開始します。
- 受付期間 **令和6年3月16日（土）** ～令和7年3月31日（月）
- 窓口予約時間 9時～16時
※予約時間は1時間ごとに区切ります。
- 受付場所 中能登町役場行政サービス庁舎1階 生活再建支援特設窓口
- 受付方法 原則、持参のみ（郵送はNG）

〈インターネットによる予約や空き時間照会も可〉

④事前立会

- 現場立会いで解体する建物の確認や解体方法、作業の流れ等を決定します。
- 立会いが終了後に、郵送にて解体・撤去決定（または不決定）通知書を送付します。

※やむを得ず解体・撤去を取りやめたい方は「取下書」の提出が必要です。
お手数ですが、中能登町役場生活環境課まで取下書をご持参ください。

⑤決定通知書の送付

事前立会いの調査結果により解体・撤去の可否を判断し、郵送にて次のいずれかの決定通知書を送付します。

◆被災家屋等の解体・撤去通知決定書

… 解体業者名を記載します

◆被災家屋等の解体・撤去不決定通知書

… 不決定理由を記載します

⑥解体・撤去工事

□解体業者から着工開始日の連絡

⇒「解体・撤去決定通知書」とは別に、連絡が入ります。

□着工開始日に立会いの必要はありません。

□解体・撤去工事を実施する前には、近隣の方へ周知を行ってください。

□着工開始日までに、家庭ごみはご自身で処分してください。

※解体・撤去時期の指定はできません。

受付～解体・撤去までの流れ⑦⑧

【公費解体】

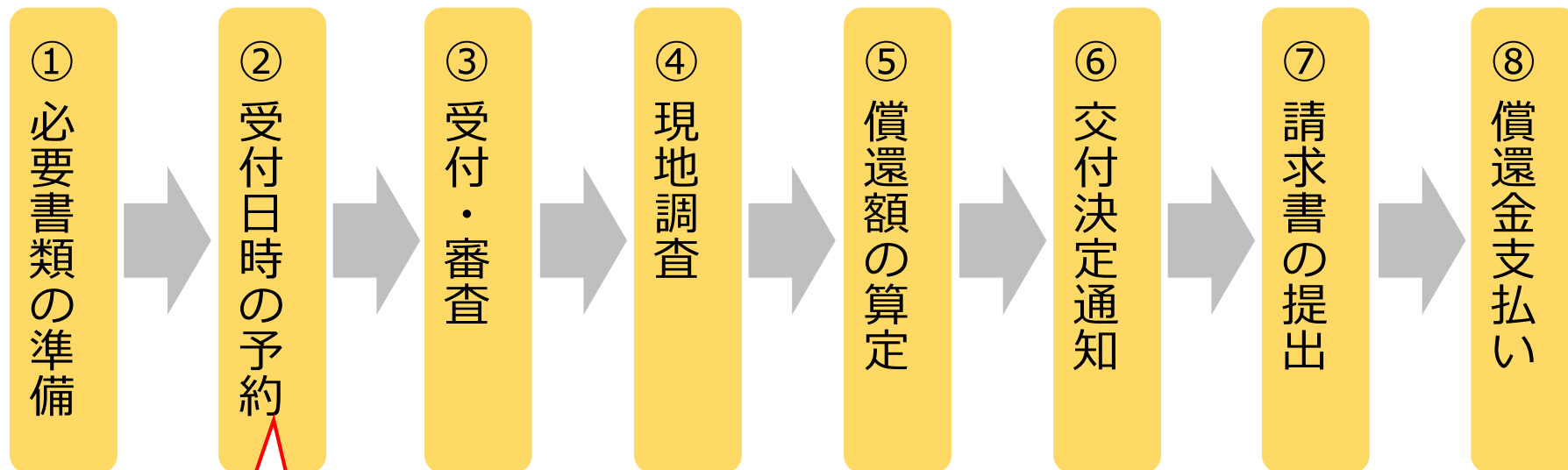
⑦完了立会い

解体・撤去工事の完了後、現場で立ち会って完了を確認いただきます。

⑧完了通知の送付

町から被災家屋等解体・撤去完了通知書を郵送しますので、
記載内容（被災家屋等の所在、概要及び解体完了日等）をご確認ください。

自費解体 受付～償還までの流れ



**必要書類の準備が整いましたら、
中能登町役場生活環境課（0767-72-3927）に
来庁またはお電話いただき、受付日時の予約をお願いします。
来庁と電話による予約は平日9～17時のみ。
インターネットによる予約も可。
<https://logoform.jp/form/my8t/501889>**

申請書類の配布場所

【中能登町役場】
中能登町役場生活環境課

【中能登町役場ホームページ】

※自費解体は令和6年6月30日（日）までに、解体業者と契約を締結したもののみが対象です。

受付～解体・撤去までの流れ①

【自費解体】

①必要書類の準備

自ら解体業者に発注し、解体・撤去を完了してからの書類準備になります。

すでに罹災証明書が「半壊」以上で判定されている物件以外は、物件が存在しない状態での判定になりますので、**被災状態が確認できる証拠写真が必要となります。**（被災状態が確認できない場合は対象となりませんのでご理解ください）

※必要書類については、別添「必要書類一覧」をご確認ください。

※様式3の写真の撮り方については、当資料の21Pを参考

受付～解体・撤去までの流れ②

【**自費解体**】

②受付日時予約

- 必要書類の準備が整いましたら、中能登町役場生活環境課に来庁いただくか、お電話いただき、**受付日時予約をお願いします。**

来庁と電話による予約は平日の9時～17時のみ

- 中能登町役場生活環境課（0767-72-3927）

〈インターネットによる予約や空き時間照会も可〉

受付～解体・撤去までの流れ③

【自費解体】

③受付・審査

- **令和6年3月16日（土）** から受付を開始します。
- 受付期間 **令和6年3月16日（土）** ～令和6年8月31日（土）
※令和6年6月30日（日）までに契約したものののみ対象
- 窓口予約時間 9時～16時
※予約時間は1時間ごとに区切ります。
- 受付場所 中能登町役場行政サービス庁舎1階 生活再建支援特設窓口
- 受付方法 原則、持参のみ（郵送はNG）

〈インターネットによる予約や空き時間照会も可〉

④現地調査

解体撤去が行われたことを確認するため、現地調査を実施します。

※訪問日の事前連絡はしません。

※町の調査員が敷地内に立ち入る可能性があるため、あらかじめご了承ください。

受付～解体・撤去までの流れ⑤⑥ 【自費解体】

⑤償還額の算定

- 現地調査で解体が確認できれば、償還額を算定します。
- 町の基準により算定した額が、解体業者等へ支払った金額を下回った場合は、その差額については、申請者のご負担となります。

⑥交付決定通知

- 償還金交付（または不交付）決定通知書等を送付します。

⑦請求書等の提出

- 交付決定通知書と合わせて、請求兼口座振込依頼書を送付します。
- 交付決定通知書の発行日から、30日以内に請求書等を役場生活環境課に郵送してください。
 - ※添付していただく通帳（写し）の名義人は、申請者（解体工事の契約者）に限ります。

⑧償還金支払い

- ご指定の口座に交付額を入金します。

解体・撤去にあたってのお願い

◆解体作業にあたり**近隣の方々に対して十分周知・説明を行い、以下に該当する場合は、関係者の同意を得てください。**

隣接地を掘削する必要がある場合

家屋等の解体作業時に隣接地に侵入する必要がある場合 など

◆**立会いの時までにお引越しを済ませてください。**

立会いの時は、原則として、お引越しが終わっていることが必要です。

お引越しの日程が未定の方は、早急に決定願います。

申請受付（公費解体・自費解体）

◆受付期間

【公費解体】

令和6年3月16日（土）～令和7年3月31日（月）

【自費解体】

令和6年3月16日（土）～令和6年8月31日（日）

◆受付予約サイト

<https://logoform.jp/form/my8t/501889>

◆2次元コード



問い合わせ
中能登町役場
生活環境課
☎0767-72-3927